

2020 年 1 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター**企業会計基準公開草案第 69 号（企業会計基準第 24 号の改正案）「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」に対する意見**

貴委員会から 2019 年 10 月 30 日付で公表されました、企業会計基準公開草案第 69 号（企業会計基準第 24 号の改正案）「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（開示目的に関する質問）

本公開草案の開示目的に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の開示目的に関する提案に同意する。

質問 2（関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する質問）

本公開草案の関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案に同意する。

質問 3（企業会計原則注解（注 1-2）の定め of 引継ぎに関する質問）

本公開草案の、会計方針の開示についての定めを企業会計原則注解（注 1-2）から企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に引き継ぐという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の企業会計原則注解（注 1-2）の定め of 引継ぎに関する提案に同意する。

質問 4（適用時期及び経過措置に関する質問）**（質問 4-1）適用時期に関する質問**

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意する。

（質問 4-2）経過措置に関する質問

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

本公開草案の経過措置に関する提案に同意する。

質問 5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

1. 第 44-5 項の明確化

本公開草案第 44-5 項において、業界の実務慣行とされている会計処理方法で重要性があるものも「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当する理由を明確にしていきたい。

（理由）

本公開草案第 44-5 項は、業界の実務慣行とされている会計処理方法（企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理方法を含む）で重要性があるものは、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当するということが主旨と理解した。

第 44-5 項では、「また、会計基準等には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたもの（法令等）も含まれる（適用指針第 5 項及び第 16 項）。これを踏まえると、」と記載されているが、会計基準等に、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたもの（法令等）が含まれることと、上記の主旨とは直接には対応しない。そのため、「これを踏まえると、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」には、前項に加えて、法令等により明文化されていない業界の実務慣行とされている会計処理方法で重要性があるものも該当すると考えられ、企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理方法が含まれる。」等、上記の主旨の理由がより明確となるような記載とすることを検討していきたい。

以 上